

財団法人理容師美容師試験研修センターの概要

1. センターの概要

財団法人理容師美容師試験研修センターは、理容師法（昭和22年法律第234号）第4条の2及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条の2に基づき理容師及び美容師の厚生労働大臣免許取得のための国家試験の実施に関する事務を行う指定試験機関、理容師法第5条の3及び美容師法第5条の3に基づき理容師及び美容師の免許登録の実施等に関する事務を行う指定登録機関、理容師法第11条の4第2項及び美容師法第12条の3第2項に規定する管理理容師及び管理美容師になるために都道府県知事が指定する講習会の実施機関としての役割を主たる業務として厚生労働大臣の認可を受けて設立された民法第34条に規定する財団法人である。

(1) 名称

財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 設立年月日

平成2年4月2日

(3) 主務官庁

厚生労働省

(4) 目的

理容師・美容師の試験事務及び登録事務並びに管理理容師・管理美容師の養成、理容師・美容師の資質の向上を図るための調査研究等を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(5) 事業

- ①理容師・美容師の試験の実施に関する事務
- ②理容師・美容師の登録の実施に関する事務
- ③管理理容師又は管理美容師になろうとする者に対して行う都道府県知事が指定する講習会（以下「指定講習会」という。）の企画及び実施
- ④実技試験委員研修会等の事業
- ⑤理容師・美容師の資質の向上に関する調査研究
- ⑥理容師・美容師の試験及び指定講習会の関する出版物の刊行その他情報の提供
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 理容師試験・美容師国家試験について

理容師、美容師になるには厚生労働大臣が指定した理容師養成施設または美容師養成施設を卒業しなければならない。卒業後、理容師国家試験または美容師国家試験を受験することができる。試験については次のとおり。

- ① 試験は、筆記試験と実技試験の両方があり、両方合格すると理容師・美容師免許を申請し、取得できる。
- ② 筆記試験のみに合格した場合、筆記試験合格証明書が交付される。この合格証明書を提出することにより、次回（この合格した試験の後に実施される試験）に限り、筆記試験の受験が免除され、実技試験のみを受験することとなる。
- この実技試験に不合格の場合は、その次の試験は筆記試験と実技試験の両方を受験することとなる。
- ③ 実技試験のみに合格した場合、実技試験合格証明書が交付される。この合格証明書を提出することにより、次回（この合格した試験の後に実施される試験）に限り、実技試験の受験が免除され、筆記試験のみを受験することとなる。
- ④ 平成23年実施の第23回理容師国家試験・美容師国家試験より、理容師実技試験課題及び美容師実技試験課題が新課題となる。

理容師法 一抄一

(昭和二十二年法律第二百三十四号)

(理容師試験)

第三条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。

- 2 理容師試験は、厚生労働大臣が行う。
- 3 理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。
- 4 前三項に定めるもののほか、理容師試験及び理容師養成施設に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定試験機関の指定)

第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第四条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
 - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第四条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

理容師法第4条の2第1項及び美容師法第4条の2第1項に規定する指定試験機関を
指定する省令

(平成一二年厚生省令第九一号)

理容師法（昭和22年法律第234号）第4条の2第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）
第4条の2第1項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

名 称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人理容師美容師試験研修センター (平成2年4月2日に財団法人理容師美容 師試験研修センターという名称で設立され た法人をいう。)	東京都江東区有明3丁 目1番地25	平成12年4月3日

美容師法 一抄一

(昭和三十二年法律第一六三号)

(美容師試験)

- 第四条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。
- 2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。
 - 3 美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。
 - 4 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。
 - 一 昼間課程
 - 二 夜間課程
 - 三 通信課程
 - 5 第三項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととことができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定試験機関の指定)

- 第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。
- 2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

- 第四条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
 - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 第四条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

理容師法第4条の2第1項及び美容師法第4条の2第1項に規定する指定試験機関を指定する省令

(平成一二年厚生省令第九一号)

理容師法（昭和22年法律第234号）第4条の2第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条の2第1項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

名 称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人理容師美容師試験研修センター (平成2年4月2日に財団法人理容師美容師試験研修センターという名称で設立された法人をいう。)	東京都江東区有明3丁目1番地25	平成12年4月3日